

一般社団法人再チャレンジ支援機構

定款

平成 29 年 2 月改定

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 社員総会
- 第4章 役員
- 第5章 資産及び会計
- 第6章 定款の変更、解散及び清算
- 第7章 運営と組織
- 第8章 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人再チャレンジ支援機構と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会生活が困難になった若者や矯正施設出所者等に、社会参加や復帰の機会を拡大することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行なう。

- (1) 更生保護事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
 - ・ 居酒屋等飲食店の経営及びフランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導
 - ・ 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
 - ・ 商標権、特許権、著作権、肖像権、意匠権等の無体財産の取得・使用

承諾及び譲渡

- ・ 企画、運営、配給、興行、請負、製造、輸出入及び販売業
- ・ 出版、編集、配布及び広告業
- ・ コンサルタント業
- ・ 仲介及び斡旋業
- ・ 人材紹介業
- ・ 人材派遣業

第4条 前各号に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行なう。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会する個人又は団体のうち、事業活動に協力し当法人の発展に寄与する者
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会の意思を示した個人又は団体で特別会員以外の者
- (3) 特別会員 賛助会員以外の当法人の目的に賛同する個人又は団体で、当法人の運営・事業に功労があった者

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会するこ

とができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を棄損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行なう。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した社員が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に2名以上10名以内の理事を置く。
2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2 代表理事は、社員総会の決議によって定める。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を遂行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（役員制限）

第24条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

（役員解任）

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務の対価として、当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

（役員免責免除）

第27条 理事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての社員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事が善意でかつ重大な過失がない場合には、当法人は同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事（理事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 資産及び会計

（事業年度）

第28条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（剰余金の分配の禁止）

第30条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第31条 本定款は、社員総会の決議をもって、変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 運営と組織

(事務局)

第34条 当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には所用の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(顧問等)

第35条 当法人に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行なう。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 理事から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、代表理事が行なう。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。

(アドバイザー会議)

第36条 当法人に、次の各号を行なうためアドバイザー会議を置くことができる。

- (1) 当法人の事業活動に協力し当法人を支援するため、定期または随時に所要の助言を行なうこと。
 - (2) 理事から諮問された事項について広範な見地から参考意見を述べること。
- 2 前項の会議は、10名以内の有識者をもって構成し、その構成員は代表理事が選任及び解任する。
 - 3 第1項の会議の運営の細則は、代表理事が定める。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第38条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

| | |
|---------|------|
| 設立時理事 | 堀田 力 |
| 設立時理事 | 玄 秀盛 |
| 設立時代表理事 | 堀田 力 |

(設立時社員の氏名及び住所)

第39条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 設立時社員 | 石切山 浩一 |
| 住所 | 東京都文京区千駄木1丁目22番33号 サントル千駄木701 |
| 設立時社員 | 玄 秀盛 |
| 住所 | 東京都新宿区歌舞伎町2丁目32番4号 |

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

補則

この定款の第19条中「理事10名」を「理事15名」に変更し、平成28年10月27日から施行する。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

平成29年2月3日

代表理事 堀田 力